

軌道法

1 . 案内情報	
手続名	工事施行認可申請期間の伸長 工事着手、竣工期間の伸長
手続根拠	軌道法第 5 条第 2 項 軌道法第 7 条第 2 項
手続対象者	軌道経営者
提出時期	期間の満了前
提出方法	申請書及び添付書類を作成し、各都道府県の担当課へ提出してください。
手数料	なし
添付書類・部数	理由書
申請書様式	任意
記載要領・記載例	国土交通省道路局路政課へお問い合わせください。
2 . 窓口情報	
提出先	各都道府県
受付時間	提出先へお問い合わせ下さい。
相談窓口	国土交通省道路局路政課
3 . 手続情報	
審査基準	「軌道法等に係る審査基準及び標準処理期間について」(平成 13 年 7 月 31 日 道路局長通達)
標準処理期間	1 ヶ月 2 ヶ月
不服申立方法	行政不服審査法の規定による